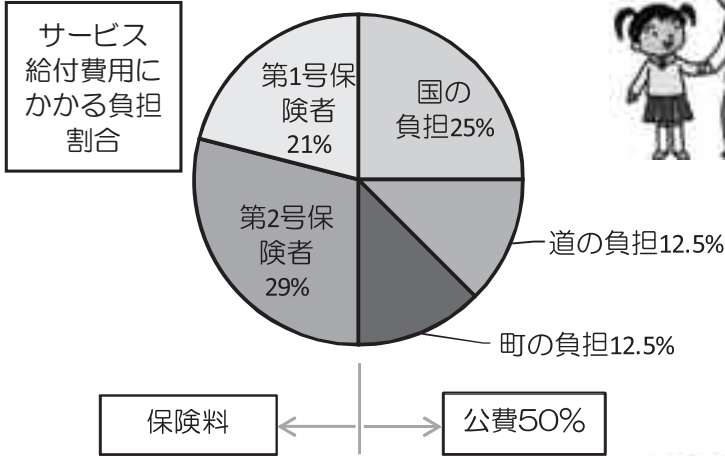


平成24年度から平成26年度の 介護保険料が変わります

保険給付費の財源



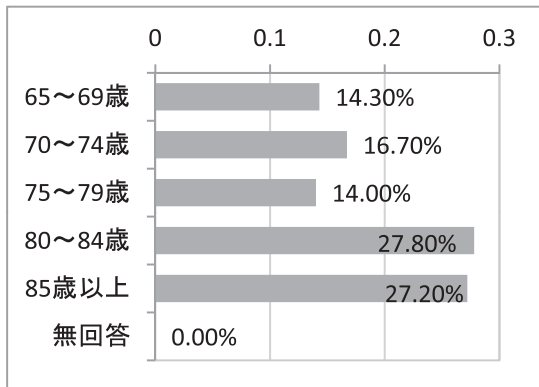
町では、平成24年度から平成25年を計画期間として『第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』を策定いたしました。介護保険法では、市町村が3年を1期として計画を策定し、地域における介護サービスなどの活用方策や介護保険料を決定しています。計画策定にあたり、昨年8月には、65歳以上のかたがたにご協力いただき、『日常生活圏域ニーズ調査』を実施し、住み慣れた地域で、高齢者が自分らしく安心して暮らし続けるためにはどのような支援が必要なのか、調査を実施いたしました。

調査結果から、身体及び将来などの不安、地域の支え合いの必要性などといった声を反映させていただき、計画では、誰もが可能な限り安心して地域で生活できる仕組みづくりを目指してまいります。

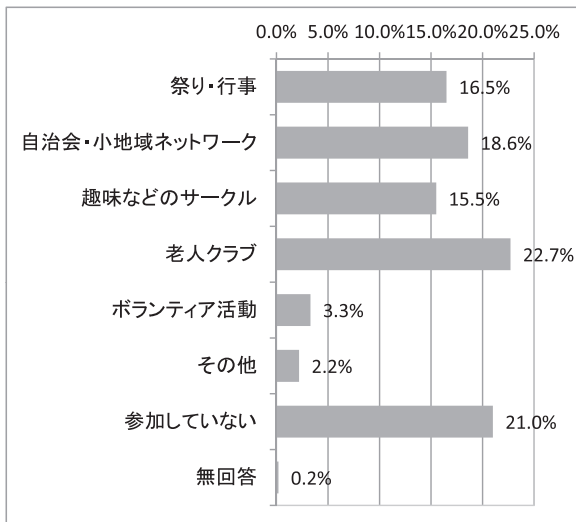
第1号被保険者の介護保険料は、必要な介護サービスの内容や見込量、介護報酬の改定なども踏まえて推計し、平成24年度から平成26年度の第5期保険料基準月額を、第4期から500円アップの4500円とさせていただきます。

○調査票の年齢別回答状況

後期高齢者とされる「75歳以上」の回答者は、7割近くを占め、前期高齢者の「65～74歳」は、約3割となっています。



○社会参加について～地域活動等に参加していますか？



○調査票の回収数及び有効回収率

対象	配布数	回収数	回収率
全項目調査	837	371	44.3%
一部調査	527	261	49.5%
合計	1364	632	46.3%

期間が短い事もあり、多くのかたのご意見をうかがうことはできませんでしたが、様々な内容のご回答をいただきました。

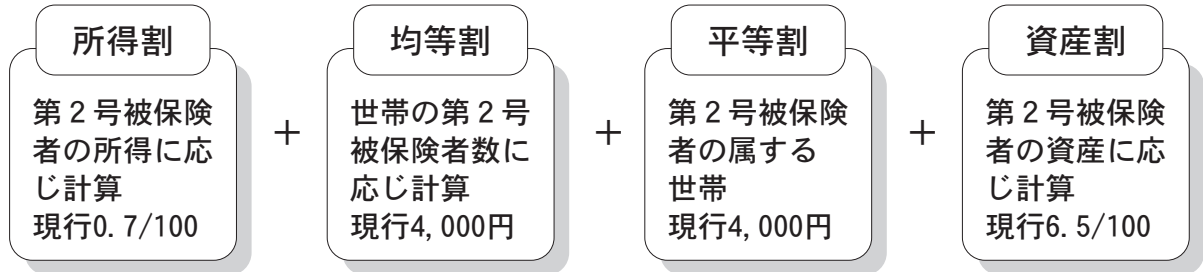
調査内容から、日常生活や地域の関わりなどについての結果を、計画策定に反映させていただきました。ご協力ありがとうございました。

40歳以上65歳未満のかたの介護保険料【財源内訳29%】(第2号被保険者)

☆保険料の決まりかたと納めかた

国民健康保険加入されているかたの介護保険料は、下記の算定方法で世帯ごとに決められます。

医療保険分と介護保険分を合わせて、納めていただきます。職場の医療保険に加入されているかたは、医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じ算定されます。



※最終的には6月中旬に率などが決定します。



65歳以上のかたの介護保険料【財源内訳21%】(第1号被保険者)

65歳以上のかたの介護保険料は、3年ごとに見直され、介護サービスにかかる費用などから算出された『基準額』をもとにみなさんの所得に応じて決まります。

高齢者の増加に伴い介護サービスにかかる費用も年々増え、全国的に高額な保険料が予想されていましたが、介護保険事業基金や財政安定化基金取崩交付金(国費)(注1)により保険料の上昇をできるだけ抑制するようにしました。

一人あたりの保険料の基準額の計算方法



☆平成24年度から平成26年度の所得段階区分ごとの保険料

段階区分	対象者	保険料の調整率	保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税のかた	基準額×0.50	27,000	2,250
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.50	27,000	2,250
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しないかた	基準額×0.75	40,500	3,375
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税のかた	基準額	54,000	4,500
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満のかた	基準額×1.25	67,500	5,625
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上のかた	基準額×1.50	81,000	6,750

※(注1) 財政安定化基金～市町村において予想以上に保険料や介護サービス費用が不足したときに資金交付や貸付を受けることのできる基金で、国・道・町がそれぞれ3分の1を拠出しています。